

第6回

知財評価の実態

～特許に優劣や値をつけられるか？～

(2005/01/31)

特許に値をつけられるか？

特許や商標、営業秘密などの知的財産は無形の財産である。同じ財産として、しばしば引き合いに出されるのが不動産である。不動産は、持ち主により第三者に貸すことができる（所有権者が賃借権を設定できる）。その点、特許権者と実施権者（特許権者からライセンスを受け活用する者）の関係に似ている。

ところが、不動産の場合、例えば自分の土地にアパートを建て、他人に賃貸することはできるが、部屋数は有限であるとともに、原則として一室一人（一戸一家族）である。一方、特許も他人に貸すこと（実施許諾）ができるが、その数に制限はない。

また、不動産の価値は、立地や面積でほぼ価格が決まる。極端に言えば、登記簿などの書類だけで判断しても評価者によって大きく評価額がブレることはない。しかし、特許などの知財の価値は、特許原簿や明細書（発明の内容）だけで価格が決まることはまずない。なぜなら、持ち主の資本力や技術力、活用の仕方によってその価値が大きくかわるからである。加えて、特許は無効や期間満了になれば価値がゼロになる特殊性もある。

あらためて言うまでもないが、知財は、活用してこそ価値が顕在するのである。

特許に値付けが必要な場面

特許流通、侵害訴訟、ライセンス交渉、知財担保融資、知財会計、職務発明対価など、特許などの知財に値をつけなくてはならない場面がある。

ちまたの書物によれば、かかったコストから算出する方法、その発明の属する市場規模から算出する方法、金融工学的なアプローチなど知財評価手法を挙げれば、枚挙に暇がない。コストアプローチの酷い評価手法になると、まるで絵画の価値を使った絵の具の量や値段で決める様なものまである。また、金融的な発想による評価手法は、概して当事者意識が希薄であり説得力に欠ける。

最近メディアをにぎわせた青色発光ダイオードの中村修二氏と日亜化学工業との和解でも、特許の価値が話題となった。もっとも、このケースでは特許の価値のみならず、「もたらす利益」と「発明者の貢献度」との積である「発明の対価」が焦点となった。

いずれにせよ、万人が認める値付けの方法は確立されていない。ほとんどの評価手法が、訴訟や知財会計など一定のルールで算定しないと体裁が整わない場面での利用に留まっている。今のところ、第三者が机上で値付けをするよりも、取引当事者が現場感覚で値付けをした方が妥当な「値」が付くといえよう。

特許の優劣はつけられるか？

個々の特許の値付けが困難だとしても、同一技術分野に属する特許間の優劣はつけられないだろうか。

実はこの議論についても、審査時の引用例の数、同一内容での出願国の数、出願日の先後、特許請求の範囲の大きさ・数など、様々な比較の方法がある。

優劣の付け方については、説得力のある方法もある。たとえば、審査時の引用数に着目した方法である。他の特許審査の際に引用された回数（被引用数）が多い特許は、多くの特許の基礎となった「基本特許」として扱われ、派生的な「周辺特許」とは区別される。

その一方で、説得力に欠く酷い話を聞いたことがある。それは、同業社間で互いの特許を融通し合うときに結ぶクロスライセンスの話である。このとき「数」ベースで相殺することがよくあるそうだ。「この分野については、貴社の特許10件と、弊社のこの10件でクロスライセンスとしませんか」と言った具合である。多少脚色があるかもしれないが、まさに玉石混交・十把ひとからげである。

知財評価はこれから

知財立国を標榜する日本では、今後ますます知財評価の重要性は増す。特許など知財の評価が大前提となる業務も多数ある。特許流通やTLOの業務もそうである。

日立製作所が発明報奨制度の刷新にあたって発明の対価の算出根拠を具体化する趣旨の記事が日本経済新聞に掲載された。日本弁理士会が知財の価格評価基準や価格評価マニュアルを策定するといった動きもある。信託業法改正による知財信託も動き始めた。

知財が注目されるなか、今後その価値評価に関する様々な手法が試行錯誤され、検証を重ねながら精度が改善されれば、世界に先駆け知財評価手法のスタンダードが定まるかもしれない。